

秋田市障がい者等自発的活動支援事業補助金交付要綱

平成26年 3 月 31 日
市 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障がい者等が日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去ならびに障がい者等の地域における共生社会の実現に向け、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第2号の規定に基づき実施される自発的活動を支援するための補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「障がい者等」とは、法第4条第1項に規定する障害者および同条第2項に規定する障害児をいう。

2 この要綱において「自発的活動」とは、障がい者等およびその家族、関係諸団体、地域住民等が地域において自発的に行う営利を目的としない活動ならびに障がい者等に対する理解を深めるために研修・啓発を通じて地域住民へ働きかける営利を目的としない活動をいう。

3 この要綱において「関係諸団体」とは、障がい者等の自立および社会参加ならびに障がい者福祉の向上を目的として組織する団体をいう。

(補助金の交付目的および交付対象者)

第 3 条 補助金は、障がい者等およびその家族の社会活動参加への機運を高めるとともに、共生社会の実現に向け、次条に規定する事業（以下「補助対象事業」という。）の経費に充てるため市長が適切と認める団体（以下「団体」という。）に対し、交付するものとする。

2 前項に規定する団体は、次に掲げる全ての条件を満たさなければならない。

(1) 市内に活動拠点があること。

- (2) 市内に住所を有する障がい者本人およびその家族、自治会、ボランティア団体、NPO法人等であって、障がい者福祉に関する活動実績のある団体又は障がい福祉に関する継続的な活動を行うことが見込まれる団体であり、かつ、NPO法人等にあっては、法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する団体でないこと。
- (3) 社会福祉法人又は医療法人でないこと。
- (4) 団体の構成員の人数に障がい者等およびその家族がおおむね10人以上含まれること。
- (5) 活動への参加人数に障がい者等およびその家族がおおむね10人以上含まれること。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (7) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、もしくは支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体でないこと。
- (8) 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）に規定する暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

（補助金の交付対象事業）

第4条 補助金は、自発的活動を行っている団体で、次に掲げる事業を行うもののうち、前条第1項に規定する交付目的を達成すると認められるものに対し、別に定める交付基準により予算の範囲内で補助するものとする。

(1) ピアサポート

障がい者等およびその家族が互いの悩みを共有すること又は情報交換のできる交流会活動を行う事業

(2) 災害対策

障がい者等を含めた地域における災害対策活動の知識習得などのための講演会、講習会等を開催する事業

(3) 孤立防止支援

地域において障がい者等が孤立することがないように、見守り活動を行う事業

(4) 社会活動支援

障がい者等が、自分たちの権利や自立のため社会に働きかけるボランティア等の活動および障がい者等の社会復帰に関する活動を行う事業

(5) ボランティア活動支援

障がい者等に対するボランティアの養成や活動に関する事業

(6) 理解促進啓発・研修

障がい者等に対する理解を深めるため、地域住民等への研修および普及・啓発を行う事業

(7) その他の支援事業

上記以外で補助金の交付目的を達成するために有効な活動であると市長が認めた事業

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度市長が別に定める日までに市長に「秋田市障がい者等自発的活動支援事業」補助金交付申請書（様式第1号）等（以下「交付申請書」という。）を提出しなければならない。

2 申請者が前項の規定により補助金の交付を申請する場合は、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象となる経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 交付申請書の提出期間は、毎年度4月1日から同月の末日までとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、前項に定める提出期間を変更し、又は新たに交付申請書の提出期間を定めることができる。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出期間の終了後、30日以内にその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、通知書により

申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（申請事項の変更等）

第7条 前条の規定により、交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請書および添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（補助金の請求）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により補助金の交付の決定通知を受けたときは、市長に補助金の交付を請求できるものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、前金払により補助金を交付することができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定に係る事業が完了したときは、当該事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は交付決定があった年度の末日から起算して1月を経過した日のいずれか早い時期までに「秋田市障がい者等自発的活動支援事業」補助事業完了報告書（様式第2号）により、市長に実績報告をしなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者が前項の規定により実績報告書を提出する場合において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を控除して報告しなければならない。この場合において、補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、当該組織の本部、本社等で消費税および地方消費税の申告を行っているときは、本部、本社等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

- 3 補助金の交付を受けた者は、第1項の規定により実績報告書を提出し

た後に消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式第3号）を速やかに市長に提出しなければならない。

4 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合は、その状況等を補助金の額の確定があった日の翌年の6月15日までに補助金に係る消費税等仕入控除税額報告（様式第3号）により市長に報告しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助金の交付を受けた者が前条第2項の規定により実績報告書を提出した場合又は同条第3項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書を提出した場合において、既に交付を受けた補助金の額が当該補助金に係る補助対象となる経費から当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減じた額を上回るときは、当該補助金の交付を受けた者は、市長の指示に従い、当該上回る額を返還しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されたときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（経理状況）

第14条 補助事業者は、収支に関する帳票その他補助事業に係る諸記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、市長が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

2 前項の規定により作成した帳簿等は、補助事業の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第15条 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するために必要があると認めるときは、補助事業者に報告をさせ、又は当該職員に帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(秋田市障がい者等自発的活動支援事業運営委員会)

第16条 第6条に規定する申請の審査および補助金の額の検討を行うため、秋田市障がい者等自発的活動支援事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第17条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 福祉保健部次長の職にある者
- (2) 福祉保健部障がい福祉課長の職にある者
- (3) 秋田市障がい者総合支援協議会の委員の職にある者のうちから市長が指名する者

(委員長および副委員長)

第18条 委員会に委員長および副委員長をそれぞれ1名置く。

- 2 委員長は、福祉保健部次長の職にある者が就任し、副委員長は、福祉保健部障がい福祉課長の職にある者が就任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第19条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(市長への報告)

第20条 委員会は、第16条に規定する事項につき検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年度における第5条第2項の規定の適用については、同項中「4月1日から」とあるのは、「4月7日から」とする。

附 則

この要綱は、平成26年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。